

2025 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社トプコン  
代表者名 代表取締役社長 CEO 江藤 隆志  
(コード番号 7732 東証プライム)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員  
財務本部長 秋山 治彦  
(TEL 03 (3558) 2532)

会 社 名 TK 株式会社  
代表者名 代表取締役 バーク・マレック

(訂正)「MBOの実施の一環としての株式会社トプコン（証券コード：7732）  
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

TK 株式会社は、本日、別添の「(訂正)「MBOの実施の一環としての株式会社トプコン（証券コード：7732）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、TK 株式会社（公開買付者）が、株式会社トプコン（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 8 月 27 日付「(訂正)「MBOの実施の一環としての株式会社トプコン（証券コード：7732）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」

2025 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 TK 株式会社

代表者名 代表取締役 パーク・マレック

(訂正)「MBOの実施の一環としての株式会社トプコン（証券コード：7732）  
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

TK 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 7 月 28 日付「MBOの実施の一環としての株式会社トプコン（証券コード：7732）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「2025 年 7 月 28 日付公開買付者プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場している、株式会社トプコン（証券コード：7732、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（ただし、2021 年 6 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（行使期間は 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで。以下「本新株予約権」といいます。）の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）、本新株予約権の全て及び Citibank, N.A.（以下「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている対象者株式に係る米国預託証券が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式の全てを対象とする、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を、2025 年 7 月 29 日より開始しております。

2025 年 7 月 28 日付公開買付者プレスリリースにてお知らせしましたとおり、公開買付者は、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア及びスペインにおける対内直接投資に係る法令に基づくクリアランス（以下「未取得クリアランス」といいます。）の取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の訂正届出書の提出によっても、法第 27 条の 8 第 8 項に基づく本公開買付期間の延長が必要とされない期限である 2025 年 8 月 26 日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本公開買付けを 2025 年 7 月 29 日より開始することといたしました。

その後、公開買付者が、2025 年 8 月 5 日付及び同月 20 日付でそれぞれ関東財務局長に提出した、本公開買付届出書の訂正届出書に記載のとおり、同月 19 日までに、EU 及びウクライナにおける競争法に係るクリアランスを除く未取得クリアランスの取得が完了いたしました。さらに、①2025 年 8 月 7 日（現地時間）付けで、ウクライナ反独占委員会から公開買付者による対象者の普通株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）を承認する文書が発出され、公開買付者は、同月 22 日（現地時間）に当該通知を受領し、また、②2025 年 8 月 25 日（現地時間）付けで、欧州委員会から本株式取得を承認する文書が発出され、2025 年 8 月 26 日同日（現地時間）付けで当該通知を受領したことに伴い、2025 年 7 月 29 日付けで提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項（法令に基づき、公開買付期間を、本書提出日である 2025 年 8 月 27 日から起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 9 月 10 日まで延長する旨の訂正を含みます。）、並びにその添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第 27 条の 8 第 2 項に基づき、本日付で、本公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局に提出するとともに、2025 年 7 月 28 日付公開買付者プレスリリースの内容を下記のとおり一部訂正いたしますので、お知らせいたします。

## 記

訂正箇所には下線を付しております。

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<中略>

その後、公開買付者は、2025年7月24日、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続（以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。）を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付期間の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。なお、未取得クリアランスの取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。

<後略>

(訂正後)

<中略>

その後、公開買付者は、2025年7月24日、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続（以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。）を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであ

り、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第 27 条の 8 第 8 項に基づく本公開買付期間の延長が必要とならない期限である 2025 年 8 月 26 日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを 2025 年 7 月 29 日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025 年 7 月 25 日（現地時間）付でアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025 年 7 月 30 日（現地時間）付でベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、2025 年 7 月 29 日（現地時間）付でイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。また、公開買付者は、2025 年 8 月 7 日（現地時間）付でアメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025 年 8 月 18 日付で日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。さらに、2025 年 8 月 7 日（現地時間）付でウクライナの競争法に係る本クリアランス手続について、2025 年 8 月 25 日（現地時間）付で EU の競争法に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。

<後略>

（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

（訂正前）

公開買付者は、法で定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付期間を 30 営業日とし、本公開買付期間を法定最短期間より長期に設定しております。また、本公開買付けの開始予定の公表日である 2025 年 3 月 28 日から本公開買付けの開始までに 4 ヶ月程度を要しているため、対象者の株主の皆様、本新株予約権者の皆様及び本米国預託証券保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

（訂正後）

公開買付者は、法で定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付期間を 31 営業日とし、本公開買付期間を法定最短期間より長期に設定しております。また、本公開買付けの開始予定の公表日である 2025 年 3 月 28 日から本公開買付けの開始までに 4 ヶ月程度を要しているため、対象者の株主の皆様、本新株予約権者の皆様及び本米国預託証券保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 株式併合

（訂正前）

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合、又は公開買付者が対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至った場合であって、公開買付者が本株式等売渡請求を行わない場合には、公開買付者は、（i）会社法第 180 条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び（ii）本株式併合の効力発生を条件として単元

株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2025年11月上旬頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

<後略>

（訂正後）

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合、又は公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合であって、公開買付者が本株式等売渡請求を行わない場合には、公開買付者は、(i)会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対して、本公開買付けの決済の開始後、実務上可能な限り早期の期日として、2025年9月30日を本臨時株主総会の基準日として設定することを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2025年11月上旬頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が

所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

<後略>

## 2. 買付け等の概要

### （2）日程等

#### ② 届出当初の買付け等の期間

（訂正前）

2025年7月29日（火曜日）から2025年9月9日（火曜日）まで（30営業日）

（訂正後）

2025年7月29日（火曜日）から2025年9月10日（水曜日）まで（31営業日）

### （8）決済の方法

#### ② 決済の開始日

（訂正前）

2025年9月17日（水曜日）

（訂正後）

2025年9月18日（木曜日）

### （9）その他買付け等の条件及び方法

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（訂正後）

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、

相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上